

手帳の分類

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
根拠	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)	療育手帳制度について (昭和48年厚生事務次官通知) ※ 通知に基づき、各自治体において要綱を定めて運用。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)
交付主体	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事 指定都市の市長 中核市の市長 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事 指定都市の市長 児童相談所を設置する中核市の市長 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事 指定都市の市長
障害分類	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害 聴覚・平衡機能障害 音声・言語・そしゃく障害 肢体不自由（上肢不自由、下肢不自由、体幹機能障害、脳原性運動機能障害） 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 H I V 免疫機能障害 肝臓機能障害 	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 統合失調症 気分（感情）障害 非定型精神病 てんかん 中毒精神病 器質性精神障害（高次脳機能障害を含む） 発達障害 その他の精神疾患
所持者数	4,783,069人 (令和5年度福祉行政報告例)	1,281,469人 (令和5年度福祉行政報告例)	1,448,917人 (令和5年度衛生行政報告例)

厚生労働省のHP から引用

<身体障害者手帳>

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

身体障害者手帳は、その障害が永続することを前提とした制度ですので、障害の原因となる疾病を発病して間もない時期や乳幼児期、障害が永続しないと考えられる場合（例えば疾病の治療に伴う一時的な人工肛門の造設）等については、認定の対象とならないことがあります。また、加齢または知的障害等に起因する日常生活動作不能の状態についても、身体障害とは認められない場合があります。場合によって指定医の等級意見と異なる認定結果になることがあります。

<愛の手帳（療育手帳）>

愛の手帳（東京都療育手帳）は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付し、知的障害者の福祉の増進に資することを目的としており、障害の程度によって、1度から4度に区分されます。

交付の対象となる方

東京都では、発達期(18歳未満)に何らかの原因により知的機能の障害がおこり、そのために日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としている方に愛の手帳を交付しています。

※自閉症スペクトラム障害などで、知的障害を伴うと判定された場合には、愛の手帳が交付されます。(知的障害を伴わない場合は、愛の手帳の交付対象とはなりません。)

<精神障害者保健福祉手帳>

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。

精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。

交付の対象となる方

何らかの精神障害(てんかん、発達障害などを含みます)により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。対象となるのは全ての精神障害で、次のようなものが含まれます。

統合失調症、うつ病、そううつ病などの気分障害、てんかん、薬物依存症、高次脳機能障害

発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)、そのほかの精神疾患(ストレス関連障害等)

施設分類

<世田谷区児童相談所>

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。

原則 18 歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していきます。障害に関すること【知的障害相談（愛の手帳の相談含む）、ことばの遅れ相談等】の相談も受けている。

<保健センター>

保健センターは、区民の皆さまの「健康の保持増進」と「福祉の向上」を目的に設置した区立施設で、医療や福祉に関する様々な専門職のスタッフが以下のサービスを提供しております。

障害者専門相談・乳幼児育成相談・高次脳機能障害相談支援

心身に障害がある方や発達・発育に遅れがあるお子様（乳幼児）、及びそのご家族を対象に、理学療法士、作業療法士、心理士等の専門職が相談を受け、必要に応じて適切な支援機関や社会資源に繋いでおります。

<児童支援事業所 ふらみんぼーと>

梅ヶ丘拠点うめとぴあの民間施設棟「東京リハビリテーションセンター世田谷」内において、世田谷区の中核的拠点施設として、区や地域の関係機関と連携しながら、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を行っています。

利用対象者

世田谷区在住の発達や発育に課題のある未就学児及び就学している 6 歳から 18 歳までの児童（重症心身障害児や医療的ケアの必要な児童にも対応）

<世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」>

発達障害支援の中核的拠点『世田谷区発達障害相談・療育センター（愛称「げんき」）』を中心に、相談、療育、地域支援等を行っています。

利用対象者

世田谷区在住の発達障害者支援法に規定される発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方）、又はその疑いがある方。

（療育は、18 歳未満の児童を対象とします）

<子育てステーション発達相談室>

発達障害児又は発達障害の疑いのある児童に対し、身近なところで発達障害に関する相談に応じ、これらの者に適切な発達支援を受ける機会を提供するためことを目的とする。子育てステーション発達相談室では、「お友達と一緒に遊べない」「会話になりにくい」「トラブルが多い」「じっとしてられない」といったお子さんの発達についての相談を行っています。お気軽にご利用下さい。